

平成 16年5月24日

## ADR 検討会ヒアリング

(社)日本商事仲裁協会 小林正浩

### 1. 認証のメリット・デメリットについて

認証制度を採用するのであれば、その申請は各 ADR 機関の選択に委ねられるべきである。認証を受けない場合でも ADR 機関の現状の活動に不利益が生じないことが明確にされなければ、認証制度は支持できない。

認証制度に実効性を持たせるためには、弁護士法の特例が不可欠であり、かつ、弁護士の関与方法については、各 ADR 機関の判断に委ねられるべきである。

### 2. 国際仲裁にかかわる特殊性について

国際仲裁において、ADR 機関に対し行政機関が審査・報告等の形で関与することは国際的に類がなく、新仲裁法施行により仲裁法制の国際標準化が図られた動きにも合致しない。外国企業は政府認証を受けた仲裁機関を避けることが懸念され、認証制度を導入する場合でも、国際仲裁については ADR 基本法における認証の対象外とすべきである。

### 3. 認証制度の具体的な運用について

公益法人として ADR 活動を適正に行っている機関については、当該公益法人の所管大臣の認可をもって認証とみなすことや認証基準・報告内容の面で配慮されることが適当である。

対等な当事者同士の B to B 紛争では、C to B 紛争と異なり、事案の存在が明らかになることを望まない当事者が多い。このため、B to B 案件については、主務大臣に対する報告内容をできる限り簡素なものとするべきである。いかなる場合においても、個別案件に立ち入る報告等を要求することは、ADR 手続の重要な利点である機密保持に反するものであり認められない。

以上